

栃木県との「災害時の相互協力に関する基本協定」の締結について ～ 地域社会の安心・安全を守るためにライフラインの早期復旧を目指して！ ～

東日本電信電話株式会社栃木支店(支店長:小林 博文、以下 NTT 東日本)では、災害時に備え、栃木県と災害等における迅速なサービス復旧と被災者への支援を行うため「災害時の相互協力に関する基本協定」(以下、災害時相互協力協定)を締結いたします。

1. 趣旨

NTT 東日本はこれまでも「災害対策基本法」に定める指定公共機関として、防災に関する措置を円滑かつ適切に遂行するため「防災基本計画」に基づいた防災業務計画を策定・実行してまいりましたが、昨今の台風等といった多くの大規模な災害が発生した際に、迅速な復旧および支援活動を行うことができるよう栃木県との更なる幅広い連携強化が必要であり、今回の災害時相互協力協定の締結に至りました。

2. 基本協定締結日

2020年7月3日(金)

3. 主な相互協力内容

(1)災害時における迅速な通信サービスの早期復旧を図るために情報を相互に提供します。

- ①復旧を優先すべき重要施設(ライフラインの迅速な復旧が求められる病院等)のリストを更新の都度、受領し設備復旧に活用します。
- ②住民が避難している地域、避難所の情報を受領し、設備復旧、通信手段の確保に活用します。
- ③通信中断の発生状況や復旧見込等、通信中断に関連する情報を提供します。
- ④それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有します。

(2)災害時における迅速な通信サービスの早期復旧及び住民支援において相互に協力します。

- ①通信復旧の支障となる障害物等の除去、通信復旧に係る応急措置を実施します。
- ②それぞれが所有する施設等の利用が出来ます。
- ③指定避難所等への通信手段の確保を行います。
- ④住民への通信中断情報等の周知を行います。

4. 今後の取り組み

今後も NTT 東日本は、予期せぬ大規模な災害に備え、「通信ネットワークの信頼性向上」、「重要通信の確保」、「サービスの早期復旧」を災害対策の基本方針として、栃木県と連携しさまざまな対策に取り組んでいきます。

報道発表資料に記載している情報は、発表日時点のものです。

現時点では、発表日時点での情報と異なる場合がありますので、あらかじめご了承くださいとともに、ご注意をお願いいたします。